

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度3回弘前市子ども・子育て会議
開 催 年 月 日	平成26年10月23日(木)
開 始 ・ 終 了 時 刻	14時00分 から 16時00分まで
開 催 場 所	ヒロロ 4階 弘前市民文化交流館ホール
議 長 等 の 氏 名	佐藤 三三
出 席 者	佐藤 三三 会長 小島 康司 副会長 藤田 俊彦 委員 鈴木 鉦一郎 委員 大森 幸子 委員 井澤 優子 委員 外川 きさ 委員 前田 英規 委員 斎藤 めぐみ委員 鈴木 佳織 委員 清宮 絵里子 委員 健康福祉部長 福田 剛志 委員 教育部長 柴田 幸博 委員
欠 席 者	宮野 良子 委員
事 務 局 職 員 の 職 氏 名	子育て支援課 課 長 後藤 千登世 課長補佐 石田 剛 児童育成係長 間山 博樹 総括主査 清野 悟 主 査 奈良岡 隆介 主 事 秋村 忠範
会 議 の 議 題	(1) 子ども・子育て支援事業計画に係る「量の見込み」及び「確保方策」について (2) 保育の必要性の認定について (3) 利用調整(選考基準)について
会 議 結 果	事務局案で委員の了承を得る。
会 議 資 料 の 名 称	資料1 子ども・子育て支援事業計画に係る「量の見込み」及び「確保方策」について 資料2 保育の必要性の認定について 資料3 利用調整(選考基準)について

会 議 内 容

(発 言 者 、
発 言 内 容 、
審 議 経 過 、
結 論 等)

- 1 開会
- 2 案件
- 3 閉会

案件 1 子ども・子育て支援事業計画に係る「量の見込み」及び「確保方策」について

事務局より資料1に沿って説明

【議長】

前回示した量の見込みを補正したということであるが、それに対し意見等はあるか。

<意見なし>

【議長】

それでは、補正した量の見込みに対する確保方策も示されましたが、それについて意見等はあるか。

【委員】

平成29年度には全体でも需給のバランスが取れていると思うが、平成31年度については供給過剰になってくる。その辺については利用定員の変更などで対応していくということになるのか。

【事務局】

今の供給量がこのまま推移していくもので作成しているが、もし、施設の利用者が少なくなってくれば、当然実情に応じて利用定員は下げることができる。

【議長】

それでは、他に意見がなければこの数字で今後進めていくということになるがよろしいか。

【委員】

数字に関してはよろしいですが、聞きたいのは、児童館によっては古い所もある。5年間は大丈夫だと思うが、老朽化による耐震、耐久性について確認したい。

【事務局】

昭和56年の新しい耐震基準ができる前に建った児童館が10館ある。やはりかなり老朽化が進んでいる。それと同時に利用者が少なくなっている。方針がまだ決まっているわけではないが、今後の施設の維持管理も考えた時に全てを建て替えるのは、これからはふさわしくないのではないかと考えている。

国でも放課後の子どもの居場所について、放課後子ども総合プランの中で学校施設を活用する方向で進めていくよう示しているので、その辺も含めながら教育委員会と十分に検討して確保していきたいと思っている。まだ方針として決まっていけないのではっきりしたこと言えないが。

【議長】

他に何かあるか。

【委員】

(放課後児童健全育成事業の) 事業内容で「保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に、小学校の教室や児童館等を利用して放課後の安心な生活の場を提供する。」とあるが1つ目の質問は誰が具体的にどのようなことをしているのか。2つ目は安心な生活の場を提供することによって何を目的としているのか。ただ安全を確保して子どもの居場所を確保するのか、それとも教育・学力・コミュニケーションの向上に重きを置いているのか教えていただきたい。

【事務局】

資料にもあるが、なかよし会という名称と児童館・児童センターという名称があり、それぞれ意味合いが違って、児童館・児童センターは0歳から18歳までの児童が誰でも利用できる施設になっている。弘前市の場合は小学生の放課後の居場所という意味合いが一番大きくなっている。そもそも児童館は遊びを通して児童の健全な育成を図るという目的がある。しかし、最近では共働き家庭が増えてきていることもあり、学童保育として利用されている所が多いという実態がある。そのため、児童館の中でも学童保育を10月から実施しようと順次進めている。学童保育は弘前市では「なかよし会」と言っており、保護者の就労等で放課後に子どもをみれない家庭を対象としているもので、放課後の居場所として安全安心に過ごせる場所であること、ある程度のしつけを考えたり、遊びを通して生活習慣の指導など、大きい違いではないが、要件・内容が異なっている。

【委員】

それは学校の先生などがやっているのか。

【事務局】

なかよし会は保育士や児童厚生員などの資格等を持つ指導員がおり、児童館も同様である。

【議長】

それでは第1の案件について、学童保育の問題を含め、量の見込み、確保方策について皆さんでご意見いただいたところで今後進めさせていただきたいと思います。

<委員了承>

案件2 保育の必要性の認定について

事務局より資料2に沿って説明

【議長】

保育の必要性について3点に分けて説明、対応方針案をいただいたが、まず1つ目の「事由」について何か意見等はあるか

<委員から意見なし>

【議長】

次の「区分」については意見等あるか。

【委員】

標準時間、短時間かかわらず、就労しているとなると、就労証明書を提出しなければならないが、岩木地区などりんごの忙しい時期に実家の手伝いに行った時など就労証明書には金額は出ないわけであるが、その時は入所はできるものなのか。

【事務局】

現在もあることであるが、農業となると自営というか他人に証明してもらうものではないため、申立書ではないが、就労証明書の様式を使って農業の従事状況を書いてもらっている。農業の中心者であれば自分で書くことになるが、中心者以外の方には中心者に従事内容を書いてもらうことで保育に欠けると判

断して対応してきている。新制度に移るときには、時間等シビアになってくると思うが、その辺も含め様式を検討中です。

【議長】

よろしければ、3番目「認定の有効期間」の市対応案について意見等あるか。

<意見なし>

【議長】

それでは全体を通して何かあるか。

<意見なし>

【議長】

それでは第2案件「保育の必要性の認定について」は、了承されたものとします。

案件3 利用調整（選考基準）について

事務局から資料3に沿って説明

【議長】

優先利用についてひとり親世帯から9番までであるが、これが点数になるのか。

【事務局】

この部分については該当になる方について加点されます。

【議長】

これは順序を意味しているのか。全て同じ点数になるのか。

【事務局】

国が示した順序で記載しただけである。点数についても市町村で決めることになっており、最優先させるべきものはどれか、もしくは、この他に優先させる項目があるべきだご意見があれば伺いたいと考えている。

【議長】

それでは今の話を踏まえて何か意見等あるか。

【委員】

色々なケースを想定して作っているとは思いますが、制度を作っている時なので、2点お願いしたいものがある。

まず、優先利用の項目6「育児休業明け」について会社勤めであれば普通に育児休業明けの中ですんなりと入所できるが、自営業、農業の方であれば育児休業の対象にならず、入所できないという状況がある。

実際に私どもの法人の中でもおひとり入所できず、りんごの収穫でこの寒い中、おんぶしながら農業に従事している現状である。

是非とも農業従事者・自営業の方も同じように点数をあげて対応できないかなと思う。

もう1点は「兄弟姉妹が同一の保育所等の利用を希望する場合」、これは毎年兄弟が一緒の所に入れず、別の施設に行かないといけないというケースがどうしても出ている。

公平性の観点から、点数をつけて行うのはわかるのだが、点数は上だけ1人目のお子さんを入れたい方が入所、点数は下だけ2人目のお子さんが入所できない時、子どもが2つの施設に分かれて入所するのでは保護者の負担が全然違うと思う。

そこは是非とも、点数が上なのは1人目のお子さんでも違う保育園1か所に行けばいいだけの話、兄弟の場合は2か所に行けなければいけないので、やはり同じ施設に行けるように点数配分を考えてほしいと強く思う。いずれにしろ、翌年度は同じ保育園に移るのは間違いないと思うので。

【議長】

意見ということで。そのほか何かありますか。

【委員】

離婚協議中や別居中に関してや、夜間勤務に対する優先度が調査票になかった気がしたので、確認する必要があるのかなと。

現場から見ても夫婦で夜間勤務の体制になってるなと思うと、いろんな場面で子どもの乱れがあったりということがある。細かいことになるかと思うが、現場では非常に重要なところだと捉えている。その辺がいくらかでも表れてくればと思う。

【議長】

ありがとうございました。それではまた後で気が付いたところがあれば、最後一括してお伺いする。

2番目の利用調整だが、この3つの要素を足して調整することによろしいか。

【事務局】

この3つの要素を指数化して合計して世帯の指数として高い方から入れていくということになる。

同じ就労でも時間によって変わってくるということになる。

資料の例から行くと、同保育所を希望する人でも点数が高い人が優先され、第3希望でも第1、2希望で選んだ人よりも点数が高ければ優先される。

【議長】

次に事務局側で特に議論にしたい部分はあるか。

【事務局】

資料の必要性調査票の中で、こちらである程度想定して細目について何か意見があればお伺いしたいと思う。

今、この場でなくても、お渡しした意見書に記入して送付してもらってもよい。

【委員】

虐待やDVの可能性の所だが、児童相談所からの情報などあると思うが、実際にはそこまで至ってない場合や、その他例えば保護者のうつ病などなかなか表面化されないような場合、園側からの申し出も考慮されるようなものがあればよいのかと思う。

【事務局】

現在も保育園からの情報で、必要に応じて児童相談所への連絡、その他の対応を行っている。それは新制度においても変わらず重要な事だと考えているので、それを踏まえての対応になるかと思う。

最近多いのは保護者の精神疾患であり、ただ、病院にちゃんと行っていないという場合もあり、本人や周りから聞き取りするなど、様々なケースに対応していきたいと考えている。

【委員】

その件について、例えばうつ的な人が保育園に入った場合、毎月診断書提出しなければならないと言っていてお金がかかると聞いた。

【事務局】

診断書は毎月求めているが、求職中で入所した場合5か月の期限があるので、事情があって期限を延ばしたいという場合は申し立てというか、状況がわかるものを提出してもらったり、また、病気になって期限を延ばしたいという場合は診断書の提出をお願いしますが、毎月求めているものではない。

【議長】

次のページ（調整指数のページ）についてはどうか。

【事務局】

項目によって、加点・減点を示した。具体的に言うと養育可能な同居する扶養義務者が60歳以下の場合減点としたが、60歳が妥当か、などご意見伺いたい。

【委員】

どっちがいいのか整理はつかないが、60歳以上でも元気な祖父母はいると思う。また、叔父、叔母が仕事していないので、子どもがみれるかと言え、みれないと思う。なので、ここで減点するのはきついのかと思う。

【事務局】

扶養義務者には叔父、叔母は含まれないのでここで対象となるのは主に祖父母になるかと思う。

【議長】

その他あるでしょうか。

それでは、後からでも意見がある場合はFAXで構わないということなので、よろしくをお願いします。

では、案件3「利用調整について」全体を通して何かあるか。

<意見なし>

【議長】

それでは最後、事務局から何か連絡事項あるか。

【事務局】

本日お渡しした資料「弘前市子ども・子育て支援事業計画（イメージ）」があるかと思うが、国からは定めるべき必須事項等があり、このような項目で作成していきたいと思う。

＜事務局から資料に沿って説明＞

骨子案というか具体的にできてくれば、また委員の皆さまに示したいと思う。

もし、この計画に入れてほしい項目等があれば、先ほどの意見書に記入していただきご意見を頂ければと思う。

【議長】

わかりました。それでは委員の方から何か意見はあるか。

【委員】

今回の案件とは違う話ではあるが、保育所で移行する所はこれまでどおり保育料の徴収は変わらないと思うが、認定こども園については直接徴収しなければならない。

もし、認定こども園に移行したとしても継続児童だけでも、これまでどおり今の（市側からの）口座引き落としで対応できないかと、保護者の不都合にならないよう検討できないかと思う。給付の仕組み上、難しいかと思うが。

【事務局】

今の要望については、可能であればということで検討したいと思う。

【議長】

そのほか意見等あるか。

【委員】

児童館の老朽化の話在先ほどしたが、学校では災害に備えて避難訓練や対策をとっているが、児童館も災害時の避難訓練や対応マニュアルが備え付けられているのか。

【事務局】

児童館・児童センター、放課後健全育成事業も同じ第2種社会福祉事業に位置付けられ、当然に消防法上消火器の設置や毎月の避難訓練が義務付けられている。

	<p>確かに耐震基準的にどうなのかという古い児童館もある。学校は避難場所に指定されているし、児童館に比べ安全面については比にならないと思う。</p> <p>老朽化した施設の処遇については、ファシリティマネジメントと言って全国的に市町村の不動産、資産の組み替えで有効活用しようという流れがある。市の予算もこれから縮小していくこととなると思う。その中で様々な要望に対し、優先順位をつけていくことになるが、児童館がどういう位置づけとなり、予算配分が同程度になるのか、市のファシリティマネジメントの行方を見守る必要があるし、ただ、放課後健全育成事業については、児童館・児童センターで必ず行わなければならないものではないので、その時の子どもたちの多い地区、少ない地区を見ながら、安全・安心な場所を確保していきたいと思うので、もし、学校の活用を含め考えていきたい。</p> <p>【委員】</p> <p>今の話に繋げるわけではないが、去る10月14日、台風の影響で学校が臨時休校という形で子どもの安全を守るという対策がとられたが、これだけ保育が必要な家庭が増えてきている時に、臨時休校以外の子どもの安全の守り方について考える時期がきているのかなと私は思っている。</p> <p>児童館に行くにしても、学校に行くにしても保護者・親戚が車か何かで送り届けると思うので、避難先に指定されている学校に行き、保護者の迎えを待つというのも一つあるのではないのかなと思う。</p> <p>私たちも今、震災があっても子どもたちの安全を守り切れるかと言われれば自信を持ってはいと答えられる状況ではないので、その所も踏まえながら学校と私たちの放課後の状況が連動しながら子どもの安全を守っていく方法を論ずるべきかなと思う。</p> <p>【議長】</p> <p>重要なお指摘ありがとうございます。それでは他になれば以上となります。</p>
その他必要事項	会議は公開